

所得税の確定申告と住民税申告

期間内に忘れずに
申告しましょう！

2月16日(金)から3月15日(木)まで

■確定申告が必要な方

- ・年末調整の内容に変更がある
- ・1カ所から給与を受けていて、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超えている
- ・2カ所以上から給与を受けていて、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超えている
- ・営業・事業所得や不動産所得、400万円を超える公的年金などの所得がある
- ・1年間の給与収入金額が2,000万円を超えている

■申告書にはマイナンバーの記載が必要です

申告者ご本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

(本人確認書類の例)

- 例1. マイナンバーカード
- 例2. 通知カード+運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

■ネットで申告e-Tax

e-Taxは、インターネットに接続しているパソコンがあれば、税務署に出かけることなく、所得税・消費税の確定申告を自宅から行うことができます。

■公的年金等を受給されている方の確定申告不要制度

公的年金等の収入金額(複数あるときには合計した金額)が400万円以下であり、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合、確定申告は不要です。

■住民税申告

住民税の額を決める資料として、所得や各種控除を1月1日現在の住所地の市町村に申告することです。

なお、確定申告や年末調整をした方は、住民税申告の必要はありません。

■受付場所

町民課 税務係

■受付期間

- ・確定申告 2月16日(金)～3月15日(木)
 - ・住民税申告 3月15日(木)まで
- ※土・日・祝日は除く。青色申告の方は、直接税務署へ提出をお願いします。

■受付時間

午前8時45分～午後5時30分

☎ 町民課 税務係 ☎ 83-1404

■申告に必要な書類など

各種控除など	必要な書類など
収入確認の書類	・収入がわかるもの(H29.1.1～12.31分) ・給与、年金の方は源泉徴収票原本
社会保険料控除	・社会保険料控除証明書 ・健康保険料、年金保険料、介護保険料の領収書(H29.1.1～12.31分)
生命保険料控除	・生命保険料控除証明書(一般用、年金用、介護医療用)
地震保険料控除	・地震保険料控除証明書
障害者控除	・身体障害者手帳や療育手帳など ・障害者控除対象者認定書など
医療費控除、セルフメディケーション税制の特別控除	平成29年分の確定申告からセルフメディケーション税制の創設に伴い「医療費控除」と「セルフメディケーション税制」が選択適用となるため、重複して適用することができません。どちらの控除を受けるかは申告される方が自ら選択する必要があります。 ・医療費控除 支払った医療費が、一定の金額以上ある場合。(保険金や高額療養費の補てん分を除いて10万円以上支払った場合、または総所得金額等の5%のいずれか低い額。医療費控除の明細書の作成が必要。領収書を添付する必要はありませんが、税務署から求められたときに必要なため、自身で5年間保管する必要があります。) ・セルフメディケーション税制による医療費控除の特例 健康の保持増進および疾病の予防に関する取り組みを行った方が、12,000円以上の対象医薬品を購入した場合。(セルフメディケーション税制の明細書の作成が必要。一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類の添付が必要となります。)
住宅借入金等特別控除	・登記事項証明書(土地・家屋) ・土地・家屋の売買契約書や工事請負契約書の写し ・借入金の年末残高証明書(土地・家屋) ・増改築の場合は、建築確認済証か検査済証の写し、増改築等工事証明書のいずれか
寄付金控除	・寄付した先からの領収書(証明書)
税金が還付になる方	・申告者本人名義の預金口座情報
その他必要なもの	・印鑑